

記入見本

※整理番号
 ※受付年月日 令和 . .

監護相当・生計費の負担についての確認書

この確認書には、
平成16年4月2日から平成20年4月1日生まれの子を記入してください(令和8年度に大学生年代の子)。

※平成15年4月2日から平成16年4月1生まれの子(令和7年度に大学4年生年代の子)は記入不要です。
 ※令和8年4月1日時点の状況(見込み)を記入してください。

該当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当」といいます)を証明する書類を提出します。
 提出する書類は、関係する書類を提出します。
 提出する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細は裏面を参照)

記

ふりがな 氏名		生年月日				住所								
志木 優太		平成	*	年	*	月	*	日	志木市**町1-2-3	住民票上の住所				
個人番号	続柄	職業等(いずれかに○)※		通学先(学生の場合のみ)		卒業予定時期(学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況(いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)				
上記の子の個人番号(マイナンバー)を記入	子	学生	無職	その他	**大学	令和	*	年	*	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()		
<ul style="list-style-type: none"> 学生の場合は「学生」を選択 学生ではなく、仕事に就いていない場合は「無職」を選択 仕事をしている場合は「その他」を選択 ※学生がアルバイトをしている場合は「学生」を選択		学生の場合は通学先を記入		学生の場合は卒業予定年月日を記入		【住民票上の同居/別居で判断してください】 同居している場合は「1」を選択 別居しているが監護している場合は「2」を選択 ※別居し監護している場合とは、その子の養育にあたり、親等の経済的負担がある場合をいいます。その子に対する現金の仕送りだけではなく、生活必需品(食料等)の仕送りについても「経済的負担」に該当します。				あてはまるものをすべて選択				
ふりがな 氏名		生年月日				住所								
		平成		年		月		日						
個人番号	続柄	職業等(いずれかに○)※		通学先(学生の場合のみ)		卒業予定時期(学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況(いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)				
		学生				令和				年		月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 * 年 * 月 * 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 志木市**町1-2-3

氏名 志木 太郎

児童手当の受給者
 (父母のうち家計の中心者)

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の担当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
 - ① 児童福祉法に規定する延長者
 - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
 - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

18歳になった最初の年度末到来後（高校卒業後等）～22歳になった最初の年度末までの子がいる場合で、第3子以降の加算を受ける場合はこちらの確認書の提出が必要です。

（学生、就職状況にかかわらず、その子に対し「保護者の経済的負担（仕送り等）がある場合」は提出してください。また、監護状況確認のため、書類の提出やお電話等での確認をさせていただく場合があります。）